「シェルター運営の手引き(仮称)」の作成等に係る第2回編集委員会 議事概要

1. 日時: 平成30年12月26日(水)14:00~16:30

2. 場所: 一般財団法人自然環境研究センター 7 F 会議室

3. 出席者

■編集委員(五十音順)

日本獣医生命科学大学 博士研究員 田中 亜紀 (ご欠席)

新潟県 福祉保健部生活衛生課副参事 遠山 潤

一般財団法人 ペット災害対策推進協会事務局長 沼田 一三 【座長】

公益社団法人 東京都獣医師会事務局長

/特定非営利活動法人 アナイス理事長 平井 潤子

公益社団法人 日本動物福祉協会顧問 山口 千津子

■環境省

自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長補佐 田口 本光

指導調整専門官 川越 匡洋

■事務局

一般財団法人 自然環境研究センター 青木 正成

同上 邑井 徳子

同上 桐原 崇

同上 林 優季

4. 議事概要

(1) 冊子タイトルについて

- (2) 目次について
- (3) フロー図について
- (4)記載内容について
- (5) その他

(1) 冊子タイトルについて

<資料>

資料1 タイトル案

■ 事務局より資料1に基づき「シェルター運営の手引き(仮称)」のタイトル案について 説明した。

【タイトルを決めるにあたっての前提条件について】

- ▶ この冊子は「人とペットの災害対策ガイドライン」において、シェルター等の運営に関して不足している部分を具体的に示して補っていく、いわば副本と考えている。そのため、タイトルもそれに則ったかたちで、ガイドラインとの関連性が分かるようなタイトルがいいのではないかと思っている。(環境省)
- ➤ そもそもこの冊子の一番の中身が何なのかがタイトルに表れると思う。まず、何を伝える冊子にするのかを整理すれば、タイトルが考えやすくなるのではないか。「人とペットの災害対策ガイドライン」を補完し、分かりやすく連動させる内容なのか、若しくは施設の作り方を単純にレクチャーする内容なのか、それによってタイトルも変わってくる。(編集委員)
- ▶ 行政の職員が読んだ際、すぐに内容が理解できて参考になるようなものが良いのか、それとも「人とペットの災害対策ガイドライン」の補足資料として、じっくり読み込むような詳しいものが良いのか、それともミッションカードのような分かりやすいものが良いのか、整理したい。タイトルは内容を象徴するものであるから、上述したようなことを整理しない限り、タイトルを考えにくい。(編集委員)
- ▶ 本日の議論を受け、災害があった自治体、災害が起きていない自治体を含めた幾つかの 自治体に、この冊子のコンセプト及び内容等について意見をもらうようにする。(環境 省)

【タイトル案について】

▶ 「一時預かり」というと、飼い主がいる動物を一時的に預かるという意味になるのではないか。実際は、飼い主が不明な動物もシェルターで預かることが予想される。タイトルに「一時預かり」という表現を入れると、「飼い主が不明な動物も含め飼養管理するための手引きである」という事が分かりにくくなるのではないか。(編集委員)

- ▶ 「一時預かり」では無く、例えば「一時保護」という表現ではどうか。(編集委員)
- ▶ 災害が起きた場合、我々は、「一時預かり」と「放浪動物の収容」という2つに分けて考えている。一時預かりというと、飼い主からの預かりというふうに捉えてしまうため、やはり「一時預かり」という表現は変えた方がよいかもしれない。(座長)
- ▶ 放浪動物の保護も、飼い主がいる動物を預かる場合も、両方含めたようなネーミングに したほうがよいのでは。「被災動物の保護管理」というのもいいと思う。(編集委員)
- ▶ 「人とペットの災害対策ガイドライン」の副読本のような内容にするのであれば、「人とペットの災害対策ガイドライン 自治体編」とするのはどうか。(編集委員)
- ▶ 「人とペットの災害対策ガイドライン 一時保護編」とするのはどうか。(編集委員)
- ▶ 内容で「人とペットの災害対策ガイドライン」とのつながりが分かるようにできれば、 無理してタイトルに「人とペットの災害対策ガイドライン」という言葉を使わなくても よいかもしれない。(環境省)
- ▶ 「被災動物管理の手引き」や「動物保護施設管理の手引き」はどうか。(編集委員)
- ▶ タイトルに「マニュアル」を入れてしまうと、とても細かく内容を記述する必要が出て くるように思う。「ガイドライン」、「手引き」のようなタイトルがよいのではないか。 (編集委員)

(2) 目次について

<資料>

資料2 シェルターの手引き(仮称)目次(案)

■ 事務局より資料 2 に基づき「シェルター運営の手引き (仮称)」の目次案等について説明した。

【目次(案)について】

- ▶ 目次の中にも「一時預かり」という言葉があるが、この表現については見直していく。 (座長)
- ▶ もっとシンプルな目次立てでよいのではないか。大見出しが4つぐらいの構成で、「1. はじめに」の中で「人とペットの災害対策ガイドライン」の副読本であるという説明。 次に「2. 災害時の生体保護の考え方」を示し、出来るだけ自助が行える環境を推奨する。また、その中で、自治体がすべきフォローや、既存施設での一時保管や、新設での保管について説明するとともに、フロー図等を入れる。次に「3. 既存施設の活用事例」、最後に「4. おわりに」があればよいと考えている。(編集委員)
- ▶ 「はじめに」の中で、被災動物の定義等については「人とペットの災害対策ガイドライン」に準ずるとすれば、目次がもっとシンプルになるのではないか。(座長)
- ▶ 「運営」については、既存・新設問わず必要になってくる項目である事から、最後に記

載する必要があるだろう。田中委員のアドバイスを取り入れるとよい。(編集委員)

▶ 自治体職員に内容を理解してもらうために、できる限りシンプルにする必要があると考えている。また、「人とペットの災害対策ガイドライン」との整合性についても、確認しながら進めていく必要がある。この委員会として伝えたいことをピンポイントで入れられるようなかたちにしたいと思っている。(環境省)

【被災動物一時預かり施設の事例について】

- ▶ 手引き本体は薄い本にして、付属として事例集のような形で出すという手が一つあると思う。そうすれば、必要なときにその事例集を見て使えるのではないか。(環境省)
- ▶ 掲載する事例は、「自治体の施設を活用した例」「動物病院だけで対応した例」「施設を 新設した例」等に分け、それぞれの事例における収容頭数や広さを記載してはどうか。 (座長)
- ▶ シェルターの規模や運用方法は、災害によって大きく異なる。地域での違いや、どの程度の規模で収容頭数を賄えたのか、運用方法のヒントなどが事例集に記載されており、本編には、シェルターを作らずに済む方法や、既存施設の活用方法が記載されているのがいいのではないか。(編集委員)
- ▶ 獣医師会と自治体の連携方法については、協定などを含め、実際の事例について詳しく 記載する。しかし、そうなるとかなりボリュームが多くなる事が予想されるため、手引 きには書かず事例集に書くようにするとよいかもしれない。(環境省)
- ▶ 災害時は、動物病院、獣医師会と自治体が協力する状況になるとしても、基本は自治体がペット、放浪動物含め保護することが前提である。「動物病院に任せれば済む」という誤解を自治体に与えないよう、表現には注意する必要がある。(座長)

(3) フロー図について

<資料>

資料3 フロー図(案)災害時におけるペットの飼養環境の流れと自治体の役割

■ 事務局より資料3に基づき「シェルター運営の手引き(仮称)」のフロー図案等について説明した。

【フロー図(案)の構成について】

- ▶ フロー図(案)においては、対象動物をペットに絞っているため、野良犬や野良猫といった放浪動物は含まれない。(編集委員)
- ▶ 「緊急対応」は仮設住宅ができて、入るまでの期間にあたるとされる。しかし、仮設住宅がペット不可なために避難所を閉じる際に移動できず、結局救援が長引くという実情があることから、復興住宅入居までのフロー図にしている。「こう誘導しないと支援

- が長引く」というところを示している。(編集委員)
- ▶ 施設を対象にした考え方ではなく、動物と飼い主が一緒にいるかいないかだけで分けた。施設だけを示すと、公助の場合もあれば自助の場合もあり分かりにくい。そういう意味では、この構成がよいと考えている。(環境省)
- ▶ 「自助」「公助」で左右に分類した構成のフロー図も作成し、見比べてみたいと思う。 (編集委員)

【フロー図(案)の内容について】

- ▶ 自治体の人が使うものなので、自治体の人が欲しいものを作ってほしい。獣医師会でどんな預かり方するかや、金がどこから出ているかはそんなに問題ではなく、基本的にまず、自治体がシェルターを作らずに済むための手段として、避難所で預かれるようにする、その後自治体のシェルターだけでは駄目なようならば、獣医師会と協力するといった仕組みを書いていく必要がある。(編集委員)
- ➤ 右側の2重線(一時保護)で囲われている部分の、「既存施設の活用」には「動物病院」 「愛護団体」も入れた方がよいだろう。(座長)
- ▶ 右側の2重線(一時保護)で囲われている部分の黒字が、「動物病院、ペットホテル、一時預かりボランティア、友人、知人、親類」となっているが、いずれも飼い主がいる場合にのみ利用できるものである。つまり、放浪動物は100%自治体が保護しなければならないため、愛護センターなど自治体の施設には必ず仕事があると考えておく必要がある。(編集委員)
- ▶ 阪神淡路大震災の時点では、放浪動物を自治体以外が一時預かりする場合もあった。しかしその後、獣医師会がペットの保護についてはお金を出すようになり、「一時預かりは獣医師会、放浪動物は自治体」という流れに変化してきたという経緯がある。(座長)
- ▶ 左側の二重線(避難所)で囲われている部分の、「ペット専用スペース」で飼い主不明 動物まで保護することは難しいと考えている。(編集委員)
- 赤字の部分が「最終手段」であるという事は、しっかり伝わるようにする必要がある。 (編集委員)
- ➤ 右側の2重線(一時保護)で囲われている部分を、黒字と赤字だけで表記するのではなく、赤字の部分について、既存施設は緑字、新設施設は赤字とすることもできる。(編集委員)
- > フロー図を若干改訂するとすれば、右側の2重線(一時保護)で囲われている部分を黒字(最優先事項)、緑字(優先事項)、赤字(最終手段)に分けてはどうか。(環境省)

【フロー図中の「シェルター運営の手引き (仮称)」の対象範囲について】

➤ フロー図で示すのは、資料3の範囲でよいと思う。しかし、手引きで詳しく記載するのは右側の2重線(一時保護)で囲われている部分、とくに「災害対応一時保護シェルタ

- ー」と自治体の「動物愛護相談センター」に限定して記載するとよいのではないか。(編集委員)
- ➤ 左側の2重線(避難所)で囲われている「ペット専用スペース、テント、プレハブ、ユニットハウス」は、"事例"として手引きで紹介するつもりである。(編集委員)
- ▶ 「ペット専用スペース」は、飼い主が勝手に設置を決められず、自治体等の許可が必要である事から赤字にした。(編集委員)
- ➤ 右側の2重線(一時保護)で囲われている動物病院、ペットホテル、地域団体、ボランティアは、本部が立ち上がらない間、飼い主がお金を払って預けている可能性もある事から黒字にした。(編集委員)
- ▶ 自治体=現地本部と考え、手引きに記載する対象は右側の2重線(一時保護)で囲われている部分とするとよいのではないか。(座長)
- ▶ 放浪動物をどう保護していくかというのは、この手引きの中で書く必要は無いのではないか。(座長)

【自治体以外の団体による被災動物の保護活動について】

- ▶ 自治体以外の団体による保護活動について、自治体は責任を持てない事から、フロー図上では示さない方が適切だと考える。(編集委員)
- ▶ 「自治体以外の団体による保護活動については、フロー図上では除いている」と明記する必要があるのではないか。(編集委員)
- ▶ 被災経験の無い自治体において、自治体職員が民間団体を紹介するという事例があったが、今回の手引きで示す活動と民間団体による活動とは分けて考える必要がある。 (編集委員)

(4) 記載内容について

<資料>

資料4 シェルターの手引き(仮称) 内容(案)

■ 事務局より資料 4 に基づき「シェルター運営の手引き (仮称)」の内容案等について説明した。

【構成について】

- ▶ 「運用」について詳細に記載しようと思うと、内容が人、物、お金の管理など多岐にわたるため、膨大な量になってしまう。施設を設置するときに必要なのは、例えば土地、箱もの、お金、こういう役割の人である、という程度に留めるのがよいのではないか。(編集委員)
- ▶ マニュアルではなく手引きなので、細かいことは書く必要が無いが、内容から抜けてし

まっている部分もあるためある程度まとめる必要がある。例えば、事務は絶対に必要である事から、「事務管理が必要」ということは記載しておくべきである。(編集委員)

- ▶ 「I-2.被災動物一時預かり対応で検討すべき事項」で述べられている用語の定義は、「はじめに」の中に書き込んでしまうのはどうか。(編集委員)
- 「I」では、既存施設をどう使うか、新設施設をどう設置するかまでを整理して記述するとよい。その中で、「できる限り既存施設を使用し、どうしても既存施設だけでは厳しい状況になった場合に新設を考える」という前提条件を示し、「I」の最後で「どうしても新設施設を設置せざるを得なかった場合について、「II」に記載する」という内容を記載するとよい。(座長)
- ▶ 「Ⅱ」では、自治体の施設の場合を例にして、組織体制やボランティア、動物の感染症対策、フード等の実際の運営について書くのがよい。ハード面を「Ⅰ」で示し、ソフト面を「Ⅱ」で示すようにする。(座長)
- ▶ 「Ⅲ」は総論と各論に分ける。総論では、全ての施設で共通するような問題や体制、動物感染症といったものを記載し、各論では、施設の種類に合わせた注意点について述べる。そして、「Ⅲ」ではその事例が記載されているという流れがいいのではないか。(座長)

【既存施設における平常業務と災害業務の運営について】

- ▶ 災害時に自治体の既存施設を使用する場合には、平常業務と災害業務を並行して行う 必要性が出てくる。その際には、平常動物と被災動物の区別をしっかりする、という事 が重要である。一方で、既存施設においては、平常動物と被災動物を切り分けることが 困難になる場合も考えられる。(座長)
- ▶ 時間や場所で被災動物を定義付けることが必要になる。(編集委員)
- ▶ 自治体の既存施設を使用することは、最もお金と手間がかからない事から、モデル事例として既存施設の活用事例を使うべきだと考える。(編集委員)
- ▶ 既存施設を使用する際には、平常業務と災害業務について、お金や物資を切り分けて運用することを注意するよう記載するとよい。(座長)
- ▶ 施設運営に係る注意点やポイントについては、編集委員がアイデアを出せるため、コラム等で述べることとする。(座長)

(5) その他

<資料>

参考資料3 「シェルター運営の手引き(仮称)」の作成に係る第1回編集委員会議事概要

■ 事務局より第 1 回編集委員会議事概要について、内容の確定及び環境省ホームページ

での公開について編集委員の了解を得た。

▶ 異議なし。

以上